

2008年  
1月15日  
No.36

# さざなみ

〒520-0043  
大津市中央1丁目5-25  
小堀マンション2030号室  
**さざなみネット**  
(金融労連・全国金融一般労働組合滋賀支部)  
TEL・FAX 077-522-7868

## 金融労連近畿地協08春闘学習会

# 新しい情勢を学習し、要求を実現しよう

08春闘は、チャンス的情勢、がんばりがいのある情勢のもと、本格的にスタートしました。金融労連近畿地協は、下記のとおり「08春闘学習会」を開催します。高度な中身を大変わかりやすく話をされることで有名な石川康宏教授を招いての学習会です。多くの方の参加を呼びかけています。誘い合って参加しましょう。

記

(日時) 2月16日(土)～17日(日)

(場所) 京都市「ホテル本能寺会館」

京都市役所南向い、地下鉄東西線

「京都市役所前」駅下車③出口 徒歩1分

(内容)

講演「08春闘と政治・経済情勢について」

講師 神戸女学院大学

石川康宏教授

問題提起

分散会

交流会

全体集会



ホテル本能寺会館

## 改正パート労働法を職場に生かそう

# ”働き方”が同じなら正規との差別を禁止

パート法が14年ぶりに抜本改定されました。今年4月施行、3年後に見直しを行うことが決まっています。

仕事や責任、人事管理が正社員と同様なのに、賃金など待遇が働きに見合っていないパートタイム労働者の存在や、一度パートタイム労働者として就職すると、希望してもなかなか正社員になることが難しい、といった問題が存在し、パートタイム労働者の働く意欲を失わせてしまうような現象も起きています。

今回の改正では、前回法律に明記できず指針に終わっていたパート労働者の処遇について、労使で合意できた部分について法律への格上げをはかりました。重要な問題点もありますが、「努力義務」「配慮義務」や、指針から法律に格上げされなかった項目も職場で討議

し、均等待遇要求を実現していきましょう。

### すべてのパート労働者について

#### 事業者に義務付けされた事項

- (1) 労働条件などを文書で交付  
(労基法で定められたもの「契約時間・仕事をする場所と仕事の内容・始業や終業の時刻や所定時間外労働の有無など」+「昇給、退職金、賞与の有無」)
- (2) パート労働の待遇について(待遇決定時の考慮事項の説明、均等待遇と差別的取扱いの禁止、教育訓練の実施、福祉厚生 施設の利用機会)
- (3) 正規への転換制度



## 職場の声

小さくなって仕事  
投信の成果があがらない

今まで後方で仕事をしていたが、窓口にかわりました。毎日投信などの成果をつめられていきます。若い人は、お客さんのことや後のことを余り考えずに成果をあげています。私はついそれらを考へてしまい、自信を持って勧められませんが、若い人ははつきりした人が多く、小さくなっています。

### 水より安い米価 田畑がなくなろう

健康のため散歩をしています。道端の草花は小さな芽を出し、自然のすばらしさを感じながら歩いています。荒れた田んぼが目につきます。

ペットボトルに入った水を買う人が増えてきました。米の値段はペットボトルの水より安く、米つくりの時給は256円とか。これでは田んぼも畑も消えてしまいそうです。世界では危機が広がりがり、食料不足が心配されているのに。

